

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第

号）の施行に伴い、並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号

）第十九条の三、第十九条の二十一第一項、第十九条の二十六第一項ただし書及び第五十四条、海洋汚染等

及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律附則第二条第四項、同条第七項において準用する

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の五十八第三項並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関

する法律等の一部を改正する法律附則第九条の規定に基づき、この政令を制定する。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）の一部を次のように

改正する。

第十一条の七中「及び能力」を「能力及び用途」に改め、同条の表第一号中「もの」の下に「（法第十

九条の四第一項第二号又は第三号に掲げる原動機（以下この表において「特定用途原動機」という。）に該

当するものを除く。）」を加え、「十七・〇」を「十四・四」に改め、同表第二号中「もの」の下に「（特

定用途原動機に該当するものを除く。）」を加え、「四十五」を「四十四」に、「〇・二乗して」を「〇・二三乗して」に改め、同表第三号中「もの」の下に「（特定用途原動機に該当するものを除く。）」を加え、「九・八」を「七・七」に改める。

第十一条の十第二項第一号イ中「一・五パーセント」を「二パーセント」に改める。

第十二条中「第十九条の二十六第一項」を「第十九条の二十六第一項ただし書」に改め、同条ただし書中「第五号」を「第六号」に改め、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 船舶からの窒素酸化物又は硫黄酸化物の放出量を低減させるための装置の使用に伴い生ずる廃棄物

## 附 則

### （施行期日）

第一条 この政令は、平成二十二年七月一日から施行する。ただし、次条から附則第五条まで及び附則第七条の規定は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十二年五月二十日）から施行する。

（揮発性物質放出防止措置手引書に係る海洋汚染等防止証書の有効期間に関する経過措置）

第二条 改正法附則第二条第二項の規定により国土交通大臣が揮発性物質放出防止措置手引書に係る同項に規定する相当証書を交付する場合において、当該相当証書の交付を受ける船舶が現に有効な大気汚染防止検査対象設備に係る海洋汚染等防止証書（改正法による改正前の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下この条において「旧法」という。）第十九条の三十七第一項の海洋汚染等防止証書であつて旧法第十九条の三十六の表に規定する大気汚染防止検査対象設備に係るものをいう。以下この条において同じ。）の交付を受けているときは、改正法附則第二条第三項の規定により改正法による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の三十七第一項の規定により交付した海洋汚染等防止証書とみなされる当該相当証書の有効期間は、同条第二項の規定にかかわらず、当該船舶が交付を受けている大気汚染防止検査対象設備に係る海洋汚染等防止証書の有効期間の満了する日までとする。

（手数料の納付を要しない独立行政法人）

第三条 改正法附則第二条第四項の政令で定める独立行政法人は、独立行政法人水産大学校、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人航海訓練所及び独立行政法人国立高等専門学校機構とする。

（外国船級協会の事務所等における検査に要する費用）

第四条 改正法附則第二条第七項において準用する船舶安全法第二十五条の五十八第三項の政令で定める費用については、船舶安全法施行令（昭和九年勅令第十三号）第四条の規定を準用する。

（権限の委任）

第五条 改正法附則第二条第一項及び第二項の規定により国土交通大臣の権限に属する事項は、国土交通省令で定めるところにより、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。次項において同じ。）に行わせることができる。

2 地方運輸局長は、国土交通省令で定めるところにより、前項の規定によりその権限に属させられた事項の一部を運輸支局長又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長に行わせることができる。（窒素酸化物の放出量に係る放出基準に関する経過措置）

第六条 次に掲げる原動機（この政令による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（以下この条において「新令」という。）第十一条の七の表第一号に規定する特定用途原動機に該当するものを除く。）に係る海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の三の政令で定める窒素酸化物の放出量に係る放出基準については、新令第十一条の七の規定にかかわらず、なお従前の例による。

一 この政令の施行の際現に船舶に設置されている原動機

二 この政令の施行の日から平成二十二年十二月三十一日までの間に船舶に設置される原動機

三 平成二十二年十二月三十一日以前に建造に着手された船舶に平成二十三年一月一日以後に設置される原動機（当該船舶が建造された後に設置されるものを除く。）

四 平成二十三年一月一日以後に前三号に掲げる原動機との交換により船舶に設置されるこれらと同一の型式の原動機（これに類するものとして国土交通省令で定めるものを含む。）

（国土交通省組織令の一部改正）

第七条 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第七号、第四百四十九条第六号及び第五百十条第三号中「及び大気汚染防止検査対象設備」を「大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書」に改める。

（標準的な官職を定める政令の一部改正）

第八条 標準的な官職を定める政令（平成二十一年政令第三十号）の一部を次のように改正する。

本則の表二十五の項中「若しくは大気汚染防止検査対象設備」を「大気汚染防止検査対象設備若しくは

は揮発性物質放出防止措置手引書」に改める。

理由

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の施行及び千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約附属書VIの改正に伴い、原動機から発生する窒素酸化物の放出量に係る放出基準を改める等の必要があるからである。